

E i w a N e w s

〔消費税〕
免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応

令和4年4月
(No. 201)

令和5年10月1日から開始する消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、公正取引委員会等より、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」が示されました。今回は、その中から一部を抽出してご紹介いたします。

【1】インボイス制度の概要

消費税は、売上に係る消費税額から、仕入に係る消費税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納税します。

インボイス制度の実施後は、簡易課税制度を選択している場合を除き、仕入税額控除を行うためには、仕入先が発行した適格請求書（インボイス）の保存が必要となります。

インボイスは、課税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けることにより、発行できるようになります。

したがって、免税事業者は、売上先が消費者もしくは免税事業者の場合、又は売上先の事業者が簡易課税制度を選択している場合を除き、課税事業者の選択等を含め、売上先と取引条件等の交渉を行う必要があります。

【2】仕入先が免税事業者である場合

免税事業者からの仕入れについては、経過措置により、制度実施後3年間は消費税額相当額の8割、その後3年間は5割の仕入税額控除が可能とされていますが、それ以降は、仕入税額控除ができないこととなります。

免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比較し、取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況下で、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。

【3】独占禁止法等で問題となる行為

事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものです。しかし、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

①取引価格の引き下げ

仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引き下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

②商品・役務の成果物の受領拒否、返品

仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先が免税事業者であることを理由に、商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

また、当該仕入先から受領した商品を返品する場合において、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなるとき、その他正当な理由がないときも同様に問題となります。

③協賛金等の負担の要請等

インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目での金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合等には、優越的地位の濫用として問題となります。

その他、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、正当な理由がないのに、発注内容に含まれていない役務の提供その他経済上の利益の無償提供を要請することは、優越的地位の濫用として問題となります。

④取引の停止

インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合において、これに応じない相手方との取引を停止したときは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

⑤登録事業者となるような強要等

取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げることや、これに応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となる場合に、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。